

大北圏域障害者就業・生活支援センター指定候補者募集 審査基準表

	審査項目	審査内容	配点
1	支援対象障がい者の確保	支援対象障がい者の確保の見通し及び確保方法が適切か。	5
2	基礎訓練の方法、場所	基礎訓練の方法が適切で、訓練場所の確保ができるか。	5
3	関係機関との連携	連携を予定する関係機関が適切で、連携方法が具体的か。	5
4	センター業務の実施体制	センター業務の実施にあたり必要な人員体制を主として適切な体制が構築できるか。	5
5	職業訓練の実施体制	職業訓練又は職場実習中の支援、職場定着支援等のための適切な体制が確保できる見通しがあるか。	5
6	障がい者の雇用の場の確保	職業訓練又は職場実習の終了者の雇用の場の確保の見通しがあるか。	5
7	地元自治体の関与	地元自治体との連携は十分か。	5
8	就労支援の能力・実績	センター業務を実施するにあたっての支援能力、過去3年程度の法人の支援実績又は今後の支援実績見込みは十分か。	5
9	法人の経営	法人の経営に問題がなく、安定的なセンターの運営が見込めるか。	5
10	大北圏域で業務を実施するにあたっての加点要素	法人所在地、事業所所在地、支援業務開始可能時期等の観点から、大北圏域でセンター業務を実施するにあたって評価すべき体制、取組があるか。	5
	合計		50